<改定内容>

【2025年9月29日】 [<u>赤字下線部</u>を改定]

●当座勘定規定

改定前	改定後
	【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】
【当座勘定規定】	【当座勘定規定】
<u>2024年11月1日</u> 現在	<u>2025年9月29日</u> 現在
~省略~	~省略~
第8条(手形、小切手用紙)	第8条(手形、小切手用紙 <mark>等</mark>)
①当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した	①当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した
用紙を使用してください。	用紙を使用してください。
②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙で	②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙で
あることを確認してください。	あることを確認してください。
③前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。	③前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われる	④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われる
ものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。	ものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の</u> 請求があった場合には、必要と認められる枚数を <mark>実費で</mark> 交付します。	⑤ <u>払戻請求書の交付</u> 請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。
⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3ヶ月を経過した場合は返却を求	⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3ヶ月を経過した場合は返却を求
めることができないものとします。	めることができないものとします。
⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形	⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形
または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りでは	または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りでは
ありません。	ありません。
~省略~	~省略~
第10条(支払の選択)	第10条(支払の選択)
同日に数 <u>通の手形、小切手等</u> の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのい	同日に数 <mark>件</mark> の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当
ずれを支払うかは当行の任意とします。	行の任意とします。
~ ~ ~ ~ ~ ~	~省略~

第13条(支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を</u>当座勘定から引落します。

~省略~

第17条(印鑑照合等)

①手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

~省略~

【小切手用法】

2022年11月4日 現在

~省略~

【約束手形用法】

2022年11月4日 現在

~省略~

【為替手形用法】

2022年11月4日 現在

~省略~

第13条(支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。

~省略~

第17条(印鑑照合等)

①手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

~省略~

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【小切手用法】

2025年9月29日 現在

~省略~

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【約束手形用法】

2025年9月29日 現在

~省略~

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【為替手形用法】

2025年9月29日 現在

~省略~

<改定内容>

【2025年9月29日】 [<mark>赤字下線部</mark>を改定]

●当座勘定規定(専用約束手形口用)

改定前	改定後
【当座勘定規定(専用約束手形口用)】 2024年11月1日 現在	【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】 【当座勘定規定(専用約束手形口用)】 2025年9月29日 現在
 一省略~ 第8条(手形用紙) ①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ②当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ③手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 ④専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 ⑤当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。~省略~ 	 〜省略〜 第8条 (手形用紙) ①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ②当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ③払戻請求書の交付請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 ④専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 ⑤当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。〜省略〜